

2014年7月31日

「LT会」会報第14-08号(総142号)

上海LTコンサルティンググループ

あなたの会社は身障者就業保障金の負担に耐えられるか

昨年5月、弊社(蘇州LT社、蘇州高新区に所在)に蘇州市身体障害者連合会(苏州市残疾人联合会)から1通の通知が届いた。通知は「貴社における前年末時点の身体障害者(以下「身障者」という。)の雇用状況を申告し、身障者の雇用率が従業員総数の一定比率(1.5%、100人につき1.5人)を下回る場合は、1人当たり41,885元の身障者就業保障金(以下「就業保障金」という。)を納付せよ。」という内容であった。

念のため上海本社(上海LT社)に問い合わせると、「上海市にも同様の制度がある。ただし、上海LT社では実際に身障者を雇用しているため、就業保障金は納付していない。」との回答があった。2012年末時点の蘇州LT社の従業員は14名であり、就業保障金の額は[2012年末の従業員総数(14人)×1.5%－2012年末の身障者従業員数(0人)]×1人当たりの納付基準額(41,885元/人)=8,796元(約15万円)となる。無理をして身障者を1名雇用するよりも、就業保障金を納付する方が負担は小さいと判断し、これは一種の税金と割り切って申告納付した。

蘇州地区では2012年頃から就業保障金の徴収に力を入れ始めたようだ。今年6月に参加した蘇州日商倶楽部分科会においても就業保障金が話題となった。ほとんどの企業が就業保障金を納付せず、模様眺めの状況であった。確かに、従業員1,000人の工場が身障者15人を雇用するのは容易ではない。それが無理ならば、蘇州高新区の場合、毎年628,275元(約1,070万円)の就業保障金を負担せよというのは酷い話である。とは言え、一定比率以上の身障者を雇用しない限り、外資企業も就業保障金納付の義務を負う。就業保障金の徴収を開始していない蘇州工業園区と外資と製造業の納付を免除している呉江区を除き、すでに未納の就業保障金と遅延損害金(1日につき千分の0.5)の支払いを求め、いつ当局が動き出してもおかしくない状況となっているのである。

もちろん就業保障金を納付するか否かの最終的な判断は各企業に委ねられる。その前にまずは、制度の根拠となる法令を理解しておく必要がある。次葉に就業保障金制度の概要を整理したので、参照されたい。次に、関係法令の主旨に基づいて身障者を積極的に雇用することを検討すべきであろう。身障者の雇用が一定比率を超えれば奨励金が支給されるからである。ただ、多くの日系企業では、結局のところ就業保障金の納付により解決せざるを得なくなるのであろう。

身障者1名当たりの就業保障金納付基数は、資料3「上海市及び江蘇省(蘇州、無錫、常州)の運用状況(2014年)」に示した通り、同じ蘇州市内でも全く足並みが揃っていない。できれば蘇州市呉中区や張家港市が採用している「会社規模が大きくなるにつれ納付基数が逡減して行く仕組み」の導入を他の地区でも検討していただきたいものである。内資、外資を問わず、各企業が就業保障金をきちんと納付しようという気にならなければ、就業保障金の納付率向上→身障者に対する職業訓練の充実→企業における身障者の戦

力化→身障者の雇用促進という好循環は期待できないからである。

資料1「身障者就業保障金制度の法的根拠」

(1) 中央政府

- ・中華人民共和国身障者保障法(2008年7月1日に改正法施行)
- ・身障者就業条例(2007年5月1日施行)
- ・身障者就業保障金管理暫定規定(1995年10月14日施行)

(2) 江蘇省政府

- ・江蘇省身障者保障条例(2013年3月1日に改正法施行)
- ・江蘇省比例配分による身障者就業弁法(2006年8月9日に改正法施行)
- ・地方税務機関による身障者就業保障金徴収に関する通知(蘇財社[2004年]154号)
- ・江蘇省身障者就業保障金徴収業務情報化管理暫定弁法(2012年6月1日施行)

資料2「上海市と江蘇省の制度比較」

項目	上海市	江蘇省 (蘇州高新区)
身障者就業状況の申告先	上海市身障者労務サービスセンター	蘇州市身障者就業管理センター
身障者就業保障金の徴収機関	上海市社会保険基金決算管理センター	蘇州市地方税務局
身障者の就業義務(比率)	1.6%	1.5%
身障者就業保障金の基数	1人当たり33,132元	1人当たり41,885元
奨励制度	あり	あり

資料3「上海市及び江蘇省(蘇州、無錫、常州)の運用状況(2014年)」

	区・市	比例配分による身障者就業年度検査 (2014年)	就業保障金の納付時期 (2014年)	身障者1名当たりの就業保障金納付基準(2014年)		備考
				従業員数(人)	(元)	
上海市	上海市全域	7月1日～7月31日	～8月27日	—	33,132	
江蘇省	蘇州市高新区、姑蘇区	3月1日～6月30日	6月～10月	—	41,885	
	蘇州市吳中区	3月1日～3月25日	4月～6月	14～70人	20,000	20000元の100%
				71～100人	18,000	20000元の90%
				101～200人	16,000	20000元の80%
				201～400人	14,000	20000元の70%
				401～600人	12,000	20000元の60%
				601～800人	10,000	20000元の50%
				801～1000人	8,000	20000元の40%
				1001～2000人	6,000	20000元の30%
	2001～5000人	4,000	20000元の20%			
	蘇州市相城区	4月1日～5月31日	4月～6月	—	18,360	
	蘇州市吳江区		7月～10月	—	29,000	57999元の50%(ただし、2014年まで外資企業、生産型企業は対象外)
	蘇州市工業園区	—	—	—	—	2014年時点で未徴収
	太倉市	5月～6月	6月	—	18,996	
昆山市	3月～5月	7月～8月	—	25,989		
常熟市	3月24日～5月9日	4月～8月	—	28,750		
張家港市	4月1日～4月30日	4月～7月	500人未満	6,000	12000元の50%	
			500～500人以下	6,000	12000元の50%	
			5000人 500人以上	3,600	12000元の30%	
			5000人超	3,600	12000元の30%	
無錫市城区	3月25日～4月30日	4月～6月	—	32,289		
常州市全域	4月15日～6月25日	4月15日～	—	23,600	25107元の94%	